

大阪維新プログラム（案）に対する提言

2008年7月8日

6月11日に発表された「大阪維新プログラム（案）」に対して、大阪府立障害児学校教職員組合執行委員会として以下のことを提言します。

1, はじめに

「大阪維新プログラム（案）」には、「『大阪維新』とは」と題して、「大阪府は、民間でいえば破産状態」「自治体経営革命」の文言が明記されています。

「破産状態」との定義について、私たちは適切でないと考えています。それは「破産」の定義が非常にあいまいで、何を根拠に「破産」としているのかが不明であるからです。仮に、自治体の「破産」を地方公共団体の財政の健全化に関する法律によるところの「財政再生団体」とするならばどうでしょうか。2008年2月に大阪府総務部財政課がおこなった「粗い試算」によると、「従来手法のままの収支見通し」では、大阪府は2014年には単年度黒字に転換し、「財政再生団体」に転落しないことが明らかにされています。

大阪府の財政状況ですが、大阪府ホームページでも明らかなように回復基調にあります。大阪府は自身のホームページにおいて、「大阪府の経済状況等」と題して、「経済活動、生産活動の基盤である人口及び府内での生産活動は全国上位」とし、「域内総生産は39兆円で、全国第2位」「商業・製造業も上位を占め、企業誘致もさかん」と宣伝しています。また、「大阪府の財政規模」についても、「東京都に次ぎ第2位」「府税等の自主財源が強固」としています。財政力指数の推移を見ても、2004年の0.69を最低に2007年には0.79に回復しています。経常収支比率も、1998年の114.7%から2006年には96.6%と20ポイント近く改善が進んでいます。

以上のことから、大阪府を「破産状態」と定義するのは間違いであると考えます。

次に、「自治体経営革命」ですが、「大阪維新プログラム（案）」には、「府政の役割そのものまでに立ち返り、これまでのやり方やシステムを抜本的に改革する」と明記されています。知事のマニフェストにも「道州制」がうたわれ、「住民への直接サービスは市町村にどんどん権限を移譲します」と明記されています。ここで2点指摘しておきます。

1点目は、「道州制」の定義およびその内容が不明であり、それへの移行について府民は知事に白紙委任をしていないということです。どのような自治体を目指すのかは、広範な府民合意によってその方向性を定めるべきであり、府民的論議が必要不可欠であることを指摘するとともに、それを知事に求めたいと思います。

2点目は、「住民への直接サービスの市町村への権限移譲」ですが、権限移譲とともに、大阪府としての責任を放棄することがあってはならないということです。地方自治法の第一条の二には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明記されています。大阪府の仕事は、「住民の福祉の増進を図る」ことであり、知事がそのことに責任を負うことは当然です。その観点にたち、「大阪維新プログラム（案）」の抜本的見直しを知事に求めます。

2, 財政再建プログラム（案）について

(1) 「財政再建」検討のすすめかたに関して

すでに、大阪府を「破産状態」と定義することは間違いであることを指摘しました。この「誤

った定義」にもとづき、「財政再建」方策を検討することは適切ではありません。「破産である」と府民に必要以上の不安をあおり立て、府民、職員にがまんを強いる手法を改めるとともに、今の「財政危機」に至った原因について、知事がまず分かりやすく府民に説明すること、同時に「財政危機」の原因に対処する施策、財政再建を府民合意のもとですすめることを求めます。

(2) 主要検討事項に関して

時間講師の削減案は撤回を

時間講師について今年度、事業費10%の削減、来年度20%の縮減が盛り込まれています。時間講師には、障害児学校に配置されている看護師が含まれています。このことは、私たちは不当だと考えています。看護師を時間講師から除外すべきです。その理由は、大阪府が看護師の配置について、教員の定数を活用していることにあります。看護師は事実上の標準法定数内配置になっています。看護師の20%の縮減を配置期間の短縮でおこなうならば、それは標準法定数の配置を切り下げることになります。配置期間を短縮しなければ、賃金の20%カットにつながります。

現在、看護師は教育現場において児童・生徒の学習環境をととのえるために、医療的行為をおこなっています。命に関わる仕事を医師不在のもとでおこなうストレスは大きく、非常勤という勤務形態の制約から、教員との連携や養護教諭との連携にも困難があります。これに加え、非常勤であるために勤務労働条件が悪く、年度途中で現場を去るケースや、年度替わりに大量に入れ替わる実態があります。看護師の待遇を今以上に劣悪にすることは、看護師の確保に困難をきたすことは明らかです。看護師が不在になれば、児童・生徒の学習機会を保障できません。看護師の20%縮減は、子どもから笑顔を奪うものであり、撤回を求めると同時に、看護師の定数外での配置、増員を求めます。

教務事務補助員等の廃止は撤回を

教務事務補助員の廃止について、重大な問題点を以下に指摘をするとともに撤回を求めます。

まず、その廃止理由です。「OA化の進展した現在は教員対応が可」として廃止を求めています。何を持って「OA化の進展」としているのでしょうか。障害児学校において、教員に対するパソコンの普及は8人に1台程度であり、コピー機も150人を越える教職員に対して2台程度です。印刷機械もその程度の普及であり、使用にあたり待ち時間が生じる状況です。また、「教員対応が可」とする根拠も不明です。確かに、教員がおこなうことはできます。しかし、そのことはすぐさま教員の労働負荷が増加することを意味します。文部科学省でさえ教員の時間外労働について問題視し、「子どもと向き合う時間の確保」を指摘せざるを得ない状況にあります。「教員対応が可」ということは、今以上に教員に長時間過密労働を強いることにつながり、根拠のない「OA化の進展」論にもとづき教員の過密労働を強いる教務事務補助員の削減理由は2重の意味でなりたたないと考えます。

また、障害児学校においては、教務事務補助員は事務室の仕事の補助や学校配布書類文書の印刷など教頭が行う仕事の補助を担っています。SSC導入に伴って事務職員は削減され、教頭複数化や「准校長」配置など府教委自身の施策が証明しているように、学校大規模化に伴う事務・教務の仕事は一層の増大傾向にあります。こうした中で、教務事務補助員の廃止は、学校運営そのものに支障をきたします。

さらに、維新案は「標準法以外の配置」を廃止の理由にあげています。「標準法」はナショナルミニマムであることをまず指摘します。その上で、障害児学校では標準法が想定していない「重

複障害学級の違法な複式学級」認定が常態化し、教員配置が低く抑えられています。大阪府自身が標準法にもとづく学級認定を棚上げしながら、一方で標準法を持ち出し、教務事務補助員の削減をおこなうなど、断じて認められません。

教務事務補助員は、子どもと教育のために年間100万円程度の年収にもかかわらず、長年わたって教育現場を支えてきた貴重な存在です。それは、子どもと教育に役立っているという誇りがあるからこそ続くものです。今回の首切りはこの誇りを踏みつけにするものであり、知事の「イルミネーションの方が優先順位は上」という発言と合わせて、断じて認められません。撤回を求めます。

(3) 学校予算の削減について

教職員旅費の削減を撤回し、必要な予算措置を

教職員旅費予算の12%削減が、障害児学校現場に重大な問題を与えています。そもそも、教育活動は4月から3月の1年間を見通して計画・立案されます。その上、主要な行事等は前年度にその実施時期などが決定されます。障害児学校は1学期に出張が集中します。とりわけ、児童・生徒の実態や状況をできるだけ速やかに把握するために、家庭訪問や児童・生徒の主治医との懇談、かかりつけ病院での訓練見学等は重要です。宿泊行事等を1学期に実施する学校も数多くあります。

プロジェクトチームは、このような実態をふまえず暫定予算計上を強行し、橋下知事は予算案に教職員旅費削減を盛り込みました。これらの影響で、昨年度より計画していた「宿泊行事の中止」をやむなく決定した学校が複数あります。ある学校では、73万円の教職員旅費が計上できず、小学部6年生、中学部1年生、高等部1年生の宿泊行事が中止に追い込まれました。

また、障害児学校は、児童・生徒の通学区域が広範囲におよびます。そのため、家庭訪問や主治医訪問、訓練見学に必要な教職員旅費も相当額になります。予算削減は、これら教育活動に重要な役割を持つ出張さえ、「中止・延期・自粛」を強いる結果となっています。

橋下知事は、障害児学校で学ぶ児童・生徒に対して「最善の配慮を」と発言し「教育日本一」をスローガンにしています。しかし、その実態は児童・生徒から大切な学習機会である宿泊行事をとりあげ、教育後退につながる家庭訪問や主治医懇談等の中止を迫るものとなっています。

障害児教育破壊の教職員旅費予算の削減は撤回し、必要な予算措置を強く求めます。

学校管理費の大幅削減は撤回し、維持・拡充を

学校管理費の削減は学校運営と教育活動に直接影響します。障害児学校では、体温調節のできない子どもたちへの空調設備やエレベーターの設置などがすすめられてきました。こうした設備の維持、点検に関わる費用、電気代などは、これまでも各校で節約しながらぎりぎりのところで学校施設を維持しています。

今回の学校管理費削減は、昨年削減を一層上回るものであり、すでに学校現場では、「これ以上一体どこを削るのか」といった声がでているなど、混乱を与えています。子どもが帰った後は空調設備の利用を禁止するなど、教職員の授業準備活動や労働条件に影響を与えかねない拙速な案が管理職から提起される学校さえでています。

電気代などの維持需用費の節約はすべての学校で限界に達しており、そうした結果、学校管理費の削減は、教育活動に関わる消耗品や備品購入（更新を含む）予算を削減せざるを得ない状況です。こうした予算の削減は、学校運営はもとより教師の教材準備に影響するものであり、そのしわ寄せは子どもたちに行くこととなります。障害児の教育を後退させる学校管理費の大幅削減

は撤回し、学校管理費を維持、拡充することこそが必要です。

(4) 人件費の削減に関して

給料の月額カットについて

公務員賃金の決定原則を指摘するまでもありません。それを守ることは地方公共団体として当然です。これまでも府職員は2年間の昇給停止や4年間の特別昇給停止、人事委員会勧告実施見送り、プラス勧告に対する賃金引き下げなど10年間にわたって給与抑制を被ってきました。その結果、ラスパイレス指数は97となり、全都道府県で42位という状況になっています。今回の給与カットを実施すれば、ラスパイレス指数は89となり、全国最下位に転落します。

知事は大阪府の財政危機を給料カットの理由にしています。しかし、「財政再生団体」どころか「財政健全化団体」にすらなっておらず、その理由は成り立ちません。そもそも大阪府の財政危機は、国がすすめる「構造改革」に無批判に追随し、国が求める不要不急の大型開発に莫大な税金をつぎ込んできたことが原因です。私たちはかねてからこの問題を追及し改善をもとめました。私たちの賃金は、大阪府政の失敗を補填する調整弁ではありません。このようなことがまかり通れば、府職員の賃金はいくらかでも削減できることとなります。撤回を求めます。

退職手当の減額について

退職手当の支給額の減額を当分の間おこなうことについて、以下の点から撤回を求めます。

退職手当は、条例にもとづき支給されるものであり、大阪府が自ら決めた条例を遵守するのは当然です。また、退職手当は退職後の生活資金であり、それを減額することは退職者の生活不安を引き起こします。その上、特定の人にのみ府政の失敗のツケを負わせることになり、非常に不公平感の強いものとなっています。

退職手当の減額は、以上のことからこれまでもどこの地方自治体も手をつけてこなかったのは当然です。財政力指数が高く、域内の総生産が約40兆円で全国2位の大阪府が手をつけなければならない理由はどこにも見あたりません。撤回を求めます。

旅費制度の見直しについて

「民間の感覚」で、日当および宿泊料の見直しが明記されました。障害児学校では、宿泊行事の引率を行えば、休憩時間はおろか睡眠時間さえも十分に確保できない実態があります。「民間」において、休憩時間や睡眠時間の確保さえ困難な状況下で、一切の時間外勤務手当が支給されない実態はあるのでしょうか。民間では考えられないような実態を放置し、その一方で削減のために「民間の感覚」を持ち出すことは、ご都合主義と指摘せざるを得ません。

修学旅行等で生じる必要経費について、教員は日当から持ち出しをせざるを得ない実態があります。日当が廃止されれば、教員は職務遂行に自分の給料そのものから持ち出しを強いられることとなります。日当の廃止は撤回してください。

教員の場合、時間外勤務手当が支給されていません。宿泊行事等では、12時間勤務を割り振りますが、朝食か夕食のどちらかは勤務時間外の指導になります。また、1時間の休憩時間取得が困難ですので、昼食指導も勤務時間外指導になります。このように、障害児学校の宿泊行事において、教員が食事をとるということは、児童・生徒の食事指導と密接に関係しており、職務遂行と切り離して考えることはできません。教員が職務から解放されて、朝食や昼食をとることができるのであれば相談に応じることはやぶさかではありませんが、それが不可能な状況では、宿泊料の見直しは撤回していただく他ありません。

3、政策創造（重点政策案）について

（1）極めて不十分な支援教育政策

政策創造には、「教育の充実は、将来の大阪に対する最も重要な投資」「公立学校のレベルアップを図り、教育日本一をめざす」と明記されています。支援教育の充実に関して、「施設整備基本方針策定費」480万円、「視覚支援学校整備事業」831万円が盛り込まれています。

はじめに指摘をしたいことは、支援学校に関する予算を昨年度比5億6800万円にのぼる大幅な削減をおこないながら、その2.31%程度の新規予算（1311万円）を盛り込んでいるにすぎません。「最善の配慮を」という知事発言（茨木支援学校への視察）とは裏腹に、支援教育の充実では、中味の乏しい予算案といわねばなりません。「教育日本一」のスローガンは見せかけであることを指摘します。

「施設整備基本方針策定費」は、これまで抜本的な対策を怠り、支援学校の学校規模の「過大・過密」化を放置し続けてきた大阪府の状況からすれば、一定の評価ができるものの、わずか480万円の方針策定費であり今後の整備政策の中味こそが問われます。また、スクールバス運行費については、充実といいながら昨年比では減額となっています。民間の契約業者にしわ寄せがいき、ひいては運行条件等の後退につながるのではないかと懸念されます。

（2）施設整備基本方針策定費について

「重点政策」（案）には、「既存の施設等を活用した施設整備の基本方針」と明記されています。知的障害養護学校の児童生徒数の増加、「過大・過密」の実態は深刻であり、児童・生徒の安全の確保にさえ問題が生じかねない状況です。障害をもっている子どもたちが学ぶ教室がないということは、「障害者に対する差別」ともいえることであり、学校建設は喫緊の課題であると考えています。しかし、重点施策に盛り込まれているのは、「既存の施設等を活用」であり、「学校建設」の文言がありません。「教育の充実は、将来の大阪に対する最も重要な投資」と掲げるのであれば、「学校建設」の文言を挿入すべきです。

（3）通学バスの充実について

大阪府教育委員会がまとめた「大阪維新プログラム」（政策創造）の具体的取組み（案）では、「通学時間短縮に向けた通学バスの充実」が盛り込まれ、今年度4校に5台の増車が明記されています。増車について「通学バスの長時間乗車は、障害のある児童生徒への精神的・体力的な負担が大きいため時間を短縮する必要がある」としています。ここには問題点の「重大なすり替え」がおこなわれています。

府教委は「通学時間短縮」を掲げながら、「乗車時間60分以内」を基準にしています。重大なすり替えとは「通学時間」と「乗車時間」のことです。「通学時間」を問題にするのであれば、府教委として「通学時間」の基準を明確にすることが必要です。「通学時間」の基準がないために、府教委の資料は「乗車時間」のみで作成されています。この間、「乗車時間」を60分以内にするために、児童・生徒の自宅からバス停までの距離が遠くなる実態があります。「乗車時間」を短縮しても「通学時間」の短縮にはつながっていないのです。

また、ある学校では校区が広大なため、スクールバスを増車しても「乗車時間」の短縮がはかれないケースもあります。今回の増車は児童・生徒のスクールバス通学実態から当然です。私たちは、自宅から40分以内で通学できる条件を求めています。当面、「通学時間」の上限を60分とし、そのために必要なバスの増車と、根本的な解決のために養護学校の増設も求めます。

(4) たまがわ高等支援学校タイプの学校の増設を検討について

たまがわ高等支援学校は、今年度4月に3学年がそろいました。来年の3月に初めて卒業生を送り出します。府教委自身も、たまがわ高等支援学校について、「これまでと違うコンセプトの学校であり検証が必要」としています。子どもがどのような力を身につけたのかなど、「人格の完成」の観点で学校の教育目標やそれを具体化する教育課程、通学区、選抜制度などのあり方を「検証」することが必要です。これらの「検証」をまずおこなうことを求めます。

また、喫緊の課題である知的障害養護学校の「過大・過密」の解決方策に関しては「学校建設」の文言が見あたりません。その一方で、「検証」さえおこなわれていない学校について「建設を検討」と盛り込むことに強い疑問を感じます。「高等支援学校」の建設を盛り込むのであれば、「過大・過密」解消のための学校建設を優先させる内容で盛り込むべきです。

4, 府庁改革について

「顧客第一主義」の徹底、「民間の経営感覚」から見て、「あたりまえのことをあたりまえ」にやるとしています。

そもそも、この「顧客第一主義」とはどのような意味でしょうか。府民は主権者として府政に関わっています。売り手と買い手との関係で府政と関わっているわけではありません。「顧客第一主義」とは売買関係を基本としています。大阪府の仕事は、府民と売買関係を結んですすめるものではなく、所得の再分配も含めて、「住民の福祉の増進を図ることを基本」として実施されなければなりません。その観点からの府庁改革を強く求めます。

次に「民間の経営感覚」とは一体どういうものでしょうか。「感覚」ですので説明が不可能だと思われませんが、あいまいな基準で府庁改革を進めることには反対です。例えば、「民間に学ぶ」として、「税金を1円たりともムダにしない業務執行を行います」とあります。このことに異論はありません。しかし、カラーコピーの原則禁止を一律に障害児教育現場にも適用すればどうなるでしょうか。カラーコピー機のある学校は多くはありませんが、パソコンプリンターでカラー印刷をすることに抑制がかかります。障害児教育現場では、様々な手作り教材が準備されています。色彩豊かな教材は、児童・生徒の興味関心をひき、イメージする力の乏しい子どもたちにとって重要な役割を果たします。カラー印刷ができなくなれば、教員は児童生徒数分の教材すべてに色を塗ることが求められます。教員に多大な負担を強いることになります。

「顧客第一主義」の徹底、「民間の経営感覚」での見直しなど、「感覚」で改革を進めるのではなく、実態をつぶさに把握して物事をすすめるべきです。